

# 死亡牛の適正な処理について

BSE（牛海綿状脳症）については、日本の安全対策が国際的にも認められ平成25年5月、BSEの「リスクが無視できる国」\*に認定されました。

こうした状況を踏まえ、死亡牛のBSE検査については、今後の検査のあり方などの検討が進められているところですが、当面は、24ヵ月齢以上の死亡牛を対象とした検査が行われますので引き続き御協力をお願いします。

\*リスクが無視できる主な認定要件（1）“過去11年以内に国内で生まれた牛”で発生がないこと  
（2）有効な飼料規制が8年以上実施されていること



- 24ヵ月齢以上の牛が死亡した場合、所有者又は診療した獣医師は、牛の死亡の状況について速やかに家畜保健衛生所へ電話又はファクシミリなどで届け出てください。
- 死亡牛はできるだけ早く処理施設へ搬入し、適切な処理をする必要があります。迅速な対処にご協力をお願いします。
- 死後、時間が経過する程、腐敗が進み、検査や化製処理業務に支障をきたす恐れがあります。
- また生存中に個体識別番号の耳標がとれた牛は速やかに再発行を申請し、確実に装着してください。
- 確認事項
  - ①死亡牛の届出書の提出（次頁参照）
  - ②死亡牛処理整理票の内容チェック
  - ③輸送業者への連絡

「暑熱対策」もしっかり実践し、大切な牛とともに暑い時期を元気に乗り切りましょう。



飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

